

豊橋市シルバー人材センター 就業かわら版

のびるんdeスクール・保育所など

こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

令和8年
(2026)
12/25
施行



Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

Point

2

こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、



性犯罪前科があると確認された場合



戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合

は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法に基づき、犯罪事実に関する情報は厳重に守られ、
目的外利用や第三者提供は一切行われません。

こどもみんなが
出典 こども家庭庁